

重要

大切に保管して
ください。

保険金などの ご請求等のご案内

あなたをサポートする一冊です。ぜひご覧ください。

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル
生命保険株式会社

本社／〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

PGF生命コールセンター

通話料
無料

保険金請求専用ダイヤル

コール オシハ ライ

0120-56-4861

各種お手続き全般

コール ジブ ロック

0120-56-2269

受付時間／平日9:00～18:00 土曜日9:00～17:00
(日・祝日・12/31～1/3を除く)

保険金-A-012(2023.4)



PGF生命

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命

目次

はじめに

当冊子は「ご契約のしおりー約款」の内容から、ご請求に関する特にご確認いただきたい事項をまとめた冊子です。

万一の際に円滑にご請求いただくため、当冊子を受取人や指定代理請求人に指定された方にもご覧いただけます。

ご不明点がございましたら、お手数ですがPGF生命コールセンターにお問い合わせください。

用語の説明

約款	ご契約から消滅までの契約内容を記載したものをいいます。
契約者	当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料支払いの義務)を持つ人のことをいいます。
被保険者	生命保険の保障の対象となられている人のことをいいます。
受取人	保険金などを受け取る人のことをいいます。
保険料	契約者からお払込みいただくお金のことをいいます。
責任開始期(日)	ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
支払事由	約款で定める保険金などをお支払いする理由や原因となる事実をいいます。
免責事由	約款で定める保険金などをお支払いできない理由や原因となる事実をいいます。
告知義務	契約者と被保険者は、ご契約の申込みをされるときに現在の健康状態や職業・過去の病歴など当社がおたずねする重要なことについてありのままを報告していただきます。これを「告知義務」といいます。

1 「ご請求からお支払いまでの手続きの流れ」 → P2

2 「指定代理請求特約について」 → P3~P4

受取人さまがご請求できない事情がある場合にご確認ください。

3 「保険金などを もれなくご請求いただくために」 → P5~P6

4 「保険金などをお支払いできない代表例」 → P7

5 「お支払いする場合」 「お支払いできない場合」の具体例 → P8~P12

6 「お問い合わせの多いご質問」 → P13

お支払いのお手続きに関するご照会

保険金請求専用ダイヤル
PGF生命
コールセンター
0120-56-4861

通話料
無料

受付時間／平日9:00~18:00 土曜日9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

1 ご請求からお支払いまでの手続きの流れ

保険金などのご請求のお手続きは、以下(1~5)の手順にて行います。

1 PGF生命センターにご連絡ください。

当社がお客様のご請求に必要な書類をご案内するため、主に下記項目を伺います。

■被保険者がお亡くなりになった場合…死亡日、死亡原因(病死、事故死など)

2 PGF生命からご請求に関する書類を郵送いたします。

■ご請求に必要な書類およびご請求手続きに関する留意事項につきましては、郵送でお届けする書類をご確認ください。

※お申出いただきました情報とご提出いただきました書類に記載されている内容が異なる場合など、追加で書類の提出をお願いすることができますので、あらかじめご了承ください。

3 所定の書類に必要事項をご記入いただき、必要書類をお取り揃えいただきましたら、PGF生命にご提出ください。

■ご請求に必要な「診断書」や「公的書類」などの発行にかかる費用は、お客様のご負担となります。

※診断書は保険金などのお支払いの可否を決定するために、公的書類は死亡の事実の確認や被保険者と受取人の続柄を確認するために必要となります。

※保険金などを全くお支払いできず、所定の要件を満たした場合は、診断書取得費用として当社所定の金額をお支払いします。

4 PGF生命にて、ご提出いただいた書類の内容を拝見します。



■ご加入前の健康状態、治療の経過・内容、障害の状態、事故の状況などについて、事実の確認(医療機関等への確認も含みます。)をさせていただく場合があります。この場合、事前に当社からご連絡のうえ、当社委託の確認会社の担当者がお伺いする場合があります。

■事実の確認は迅速に実施いたしますが、確認先の都合や事故原因の確認などで日数を要する場合があります。

5 保険金などをご指定の口座に送金し、お支払内容の明細書を郵送いたします。



ご契約の約款規定により、保険金などをお支払いできない場合があります。詳しくは、「保険金などをお支払いできない代表例」(7ページ)、「お支払いする場合」「お支払いできない場合」の具体例(8~12ページ)をご確認ください。

2 指定代理請求特約について

1 指定代理請求特約とは?

保険金等の受取人が直接請求できない所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人に代わって保険金等を請求することができます。詳しくは、「ご契約のしおり-約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

2 代理請求の対象となる保険金等とは?

この特約の対象となる保険金等(保険金、給付金、年金、保険料払込免除)は次の範囲内となります。

- ① 主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等
- ② 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料払込免除

3 代理請求が可能なケースとは?

指定代理請求人による代理請求が可能なケースは、次のとおりです。

- ① 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ② 当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- ③ その他、「①」または「②」に準じる状態であると当社が認めた場合

例えばこんなケースに…

例1

受取人が重度の障害状態または介護状態で、ご自分の意思を伝えられない場合

例2

受取人が医師から“がん”などの病名の告知を受けていない場合

指定代理請求人を指定していない場合には…

ご請求が困難になることがあります。

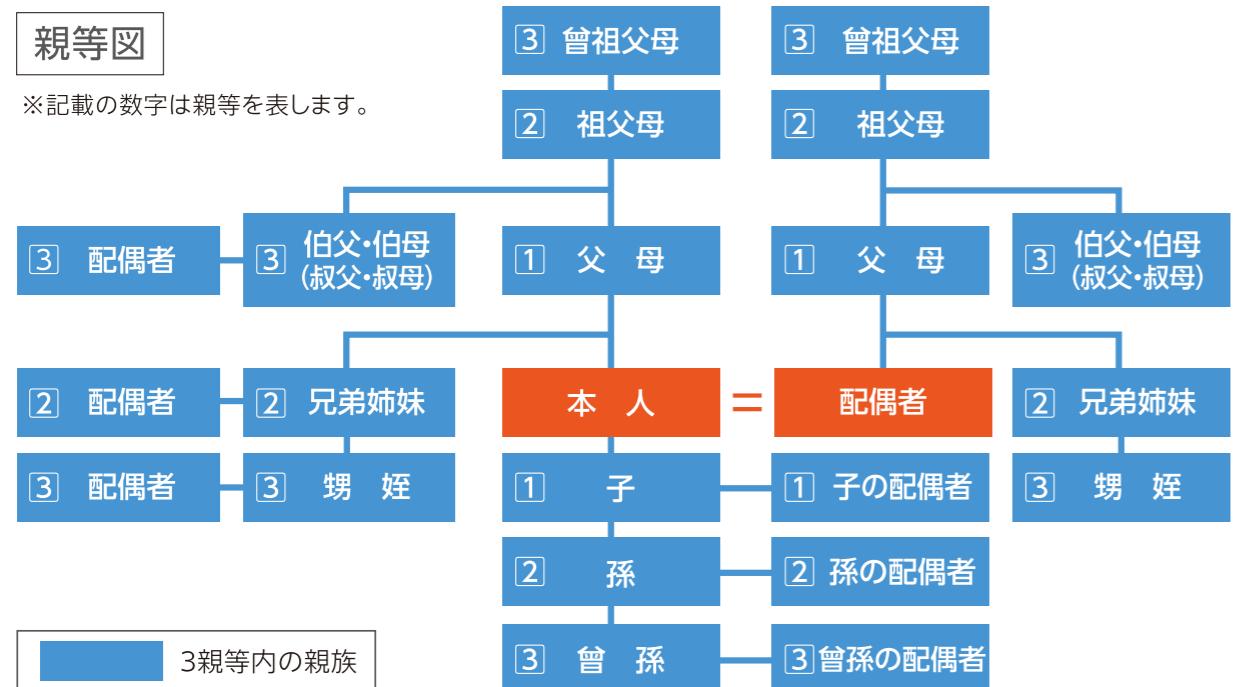
指定代理請求人を指定していた場合には…

指定代理請求人が受取人である被保険者に代わってご請求いただけます。

この特約による保険料は必要ありません。

4 指定代理請求人として指定できる範囲とは?

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の3親等内の親族
- ③上記「①」「②」のほか、つぎの範囲の者で、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者
 - (1)主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている者
 - (2)主契約の被保険者の財産管理を行っている者
 - (3)死亡保険金受取人
 - (4)その他前(1)から(3)までの者と同等の関係にある者



指定代理請求人を変更することが可能です。

契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。指定代理請求人の変更をご希望される場合、コールセンターまでお申出ください。

※指定代理請求人は1名とし、保険金等の請求時においても上記の範囲内であることが必要です。



- ・指定代理請求特約により代理請求を確実に行っていただくため、指定代理請求人を指定・変更した場合、指定代理請求人になられた方に対して、必ず「指定した」とこと、お支払事由および代理請求できる場合があることをお伝えください。
- ・指定代理請求人を指定されていない場合等でも、被保険者の戸籍上の配偶者等により代理請求できる場合があります。
- ・指定代理請求特約の付加を希望される場合は、コールセンターまでお問い合わせください。(裏表紙をご参照ください)

以下の項目は、ご契約内容によっては保険金などをご請求いただける場合がありますのでご一読ください。

Q. ケガや病気を原因として何らかの後遺症・身体障害がある場合、そのことを当社へお申出いただきましたか?

例 ケガや病気を原因として

- 両眼が見えなくなった
 - 両足を切断した
 - 声帯全摘出の手術を受けた
 - 寝たきりになった
- など

高度障害保険金、高度障害年金をご請求いただける場合があります。

例 ケガを原因として

- 片眼が見えなくなった
 - 両耳が聞こえなくなった
 - 片腕を切断した
- など

保険料払込免除をご請求いただける場合があります。

例 病気を原因として

- 片眼が見えなくなった
 - 両耳が聞こえなくなった
 - 片腕を切断した
 - 心臓ペースメーカーを常時装着している
 - 定期的に人工透析を受けている
- など

「疾病障害による保険料払込免除特約」が付加されている場合、疾病障害による保険料払込免除をご請求いただける場合があります。

例 ケガや病気を原因として

- 障害基礎年金の支給要件(障害等級1級または2級)に認定された

「就労不能障害保障型家族収入保険」に加入されている場合、就労不能障害年金・特定障害年金をご請求いただける場合があります。

※なお、障害基礎年金の支給要件に該当したと認定されない場合でも、当社の定める状態に該当した場合には、ご請求いただける場合があります。

4 保険金などをお支払いできない代表例

保険金などをお支払いできない主な場合は、以下のとおりです。

具体的な事例を次ページ以降に掲載しておりますのでご覧ください。

※ご契約の時期や内容によって、保険金などをお支払いする条件や事例が異なる場合があります。また、次ページ以降の「お支払いする場合」の事例でも、他の保険金などをお支払いできない場合にあてはまるときは、お支払いできないことがあります。詳しくは「ご契約のしおり-約款」をご確認ください。

例 ケガや病気を原因として

- 公的介護保険制度による要介護認定において、要介護2以上に認定された

「介護保険金特則」「介護・認知症給付特則」「介護年金移行特約」が付加されている場合、**介護保険金**または**介護年金**をご請求いただける場合があります。
※なお、公的介護保険制度の要介護状態に認定されていない場合でも、当社の定める状態に該当した場合には、ご請求いただける場合があります。

例 ケガや病気を原因として

- 公的介護保険制度による要介護認定において、要介護4または要介護5に認定された

「介護前払特約」を付加されている場合、**介護年金**をご請求いただける場合があります。

Q. 器質性認知症と診断された場合、そのことを当社へお申出いただきましたか？

器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態で見当識障害がある状態の場合

- 器質性認知症は、「アルツハイマー型の認知症」や「血管性認知症」などが該当します。「アルコール性認知症」や「軽度認知障害」などは該当しません。
- 見当識障害は、意識障害のない状態において、「時間」「場所」「人物」のいずれかが認識できることをいいます。

「介護・認知症給付特則」が付加されている場合、**介護保険金**をご請求いただける場合があります。

Q. 下記の病気の治療を受けられた場合、そのことを当社へお申出いただきましたか？

ご病気が所定の「3大疾病」であった場合

3大疾病

- がん ●急性心筋梗塞 ●脳卒中

「保険料払込免除特約」を付加されている場合、**保険料の払込免除**をご請求いただける場合があります。

1 責任開始期前の受傷・発病の場合

事例 1 ▶ P8

災害死亡保険金や高度障害保険金などについて、当社が保障の責任を開始する前に生じた不慮の事故や病気を原因とする場合はお支払いできません。

2 支払事由等に該当しない場合

事例 2-7 ▶ P9-11

約款に定める支払事由等に該当しない場合にはお支払いできません。支払事由等は、ご契約内容によって異なりますが、以下がお支払いできない場合の主な例です。

- 「災害死亡保険金」について約款で定める対象となる不慮の事故を直接の原因としない場合
- 「がん診断給付金」について約款に定める対象となる「がん」に該当しない場合
- 「高度障害保険金」について約款に定める障害状態に該当しない場合
- 「介護保険金」について約款に定める要介護状態に該当しない場合
- 「介護保険金」について約款に定める器質性認知症による所定の状態に該当しない場合
- 「介護前払特約による介護年金」について約款に定める要介護状態に該当しない場合

3 告知義務違反による解除の場合

事例 8 ▶ P12

契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知していない場合や、告知していただいた内容が事実と相違する場合は、告知義務違反によりご契約が解除となり、保険金などのお支払いができないことがあります。

4 免責事由に該当した場合

事例 9 ▶ P12

約款に定める免責事由に該当した場合は、保険金などをお支払いできません。免責事由は、ご契約内容によって異なりますが、主な例としては「ご加入後、所定の期間内での自殺」や「被保険者の故意または重大な過失を原因とする事故」などがあります。

5 特定障害不担保特約条項が適用される場合

特定障害不担保特約条項が付加されたご契約では、視力障害または聴力障害での高度障害保険金などはお支払いできません。

6 重大事由による解除、詐欺による取消、不法取得目的などによる無効の場合

「保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき」などの重大事由でご契約が解除となつた場合、詐欺によりご契約が取消となつた場合、または保険金の不法取得目的によりご契約が無効となつた場合には、保険金などのお支払いはできません。

5 「お支払いする場合」「お支払いできない場合」の具体例

事例1 責任開始期前の受傷・発病

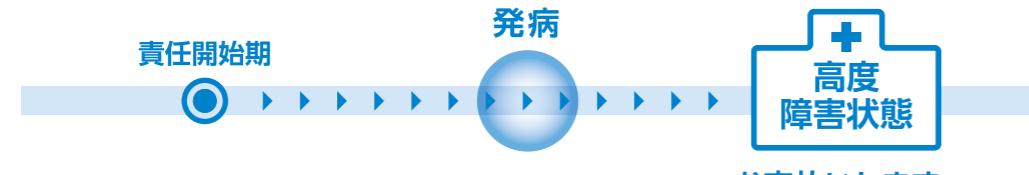
高度障害保険金
災害死亡保険金など

当社が保障の責任を開始する前に生じた不慮の事故や病気を原因とする場合はお支払いできません。

高度障害保険金の例

○ お支払いする場合

- 責任開始期以後に発病した「緑内障」で両眼を失明した場合。



※責任開始期以後に発病した病気による高度障害状態のため、お支払いします。

✖ お支払いできない場合

- 責任開始期前から「緑内障」に対する継続的な治療を行っており、責任開始期以後に両眼を失明した場合。



※責任開始期前に発病した病気による高度障害状態のため、お支払いできません。

事例2 不慮の事故

災害死亡保険金
災害高度障害保険金など

災害死亡保険金や災害高度障害保険金などは、約款で定める「対象となる不慮の事故」を直接の原因とする場合にお支払いします。

「対象となる不慮の事故」とは、**急激かつ偶発的な外来の事故**で、約款に定める分類項目に該当する事故をいいます。

※保険金請求の際は、死亡診断書等の死亡の原因欄に記載の死因をコールセンターにご連絡ください。
死因が急性硬膜下血腫、脳挫傷、頭蓋内出血、食物誤嚥による窒息、入浴中の溺死等の場合は災害死亡保険金のお支払対象となる可能性がございます。

※疾病または体質的な要因をお持ちの方が、「軽微な外因」(身体の外部からの軽度な要因)により発症しまたは症状が増悪したときには、その「軽微な外因」は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。

ご病気を原因とする場合や事故が約款に定める分類項目に該当しない場合は、「対象となる不慮の事故」に該当しないため、お支払いできません。

災害死亡保険金の例

○ お支払いする場合

- 作業中に誤って高所から転落し、亡くなられた場合。

※「対象となる不慮の事故」の要件である急激かつ偶発的な外来の事故で、かつ約款に定める分類項目に該当するため、お支払いします。

✖ お支払いできない場合

- 病気による嚥下障害のある方が喉に食物等をつまらせ、窒息してお亡くなりになった場合。

※「対象となる不慮の事故」の分類項目から除外されているため、お支払できません。

事例3 対象となるがん

がん診断給付金

がんと診断確定された場合でも約款に定める分類項目に該当しない場合は、「対象となるがん」に該当しないため、お支払いできません。

がん診断給付金の例

○ お支払いする場合

- がんと診断確定され、そのがんが胃がんだった場合。
- がんと診断確定され、そのがんが悪性黒色腫だった場合。

※お支払事由に該当するため、がん診断給付金をお支払いいたします。

✖ お支払いできない場合

- がんと診断確定され、そのがんが上皮内がんだった場合。
- がんと診断確定され、そのがんが悪性黒色腫以外の皮膚がんだった場合。

※上皮内がんおよび悪性黒色腫以外の皮膚がんは、がん診断給付金の支払対象に含まれないため、がん診断給付金をお支払いできません。

事例4 障害状態と回復の見込み

高度障害保険金など

高度障害保険金は、約款に定める高度障害状態に該当し、回復の見込みのないことがお支払いの要件となります。※お支払いの対象となる「障害状態」は、公的な身体障がい者の認定基準とは異なります。

高度障害保険金の例

○ お支払いする場合

- 交通事故の後遺症として下半身の麻痺(両下肢を自分の意志で全く動かせない状態)が生じ、回復の見込みがない場合。
- 両眼を失明(矯正視力が0.02以下)し、回復の見込みがない場合。

※約款に定める高度障害状態に該当し、回復の見込みがない(症状固定)ため、お支払いします。

✗ お支払いできない場合

- 脳梗塞の後遺症として右上下肢の片麻痺が生じ、回復の見込みがない場合。
※約款に定める高度障害状態に該当しないため、お支払いできません。
- 病気で両眼の矯正視力が、0.02以下となつたが、手術を行い、将来回復の見込みがある場合。

※約款に定める高度障害状態に該当しますが、回復の見込みがあるため、お支払いできません。

事例5 要介護状態

介護保険金特則による介護保険金

介護保険金特則による介護保険金は、下記①②いずれかに該当する場合にお支払いします。
①満65歳未満の被保険者が当社所定の要介護状態に該当し、その要介護状態が180日以上継続している場合

②被保険者が公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定された場合

介護保険金特則による介護保険金の例

○ お支払いする場合

- 35歳の男性が「脳梗塞」による重度の後遺症のため、次の①および②の状態となり、これらの状態が180日以上継続していると医師によって診断確定された。

- 5m以上歩くには杖が必要。
- (1)「入浴」時の浴槽の出入りのときには介助者の支えが必要。
- (2)「排せつ」後のふき取りが不十分なため介助者の援助が必要。
- (3)「衣服の着脱」時は介助がなければすべてを行うことが困難。

※当社所定の要介護状態に該当するため、お支払いします。

✗ お支払いできない場合

- 35歳の男性が「脳梗塞」による重度の後遺症のため、つぎの①および②の状態となり、これらの状態が180日以上継続していると医師によって診断確定された。

- 5m以上歩くには杖が必要。
- 「入浴」時の浴槽の出入りのときには介助者の支えが必要。なお、「排せつ」「食事の摂取」「衣服の着脱」は、1人でき、他人の介助を必要としない。

※当社所定の要介護状態に該当しないため、お支払いできません。

事例6 器質性認知症による所定の状態

介護・認知症給付特則による介護保険金

介護・認知症給付特則による介護保険金は、下記①②③のいずれかに該当する場合にお支払いします。

- 満65歳未満の被保険者が当社所定の要介護状態に該当し、その要介護状態が180日以上継続している場合
- 被保険者が公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定された場合
- 器質性認知症と診断確定され、かつ、意識障害のない状態において見当識障害がある状態に該当する場合

介護・認知症給付特則による介護保険金の例

○ お支払いする場合

- 器質性認知症と診断確定され、かつ意識障害のない状態において時間・場所・人物のいずれかの認識ができない状態の場合。

✗ お支払いできない場合

- 器質性認知症と診断確定されているが、時間・場所・人物の認識ができる状態の場合。

※見当識障害がある状態に該当しないため、お支払いできません。

事例7 要介護状態

介護前払特約による介護年金

介護前払特約による介護年金は、主契約の保険料の払込期間が満了し、被保険者の年齢が満65歳以上で所定の要介護状態になったとき、介護年金のお支払いによる保険金の前払いをご請求いただけるものです。被保険者が公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、要介護4または5に該当していると認定された場合にお支払いします。

※介護年金開始後も、被保険者の要介護状態の認定は1年ごとに行う必要があります。

介護前払特約による介護年金の例

○ お支払いする場合

- 公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、要介護4に該当していると認定された。

✗ お支払いできない場合

- 公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、要介護2に該当していると認定された。

※被保険者が公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、要介護4または5に該当していると認定されなければお支払いできません。

事例8 告知義務違反による解除

故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、ご契約が解除となり、保険金などをお支払いできないことがあります。

※保険金などの支払事由となる原因が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金などをお支払いします。

死亡保険金の例

○ お支払いする場合

- ご加入時に「血圧が高いこと」を告知書で正しく告知し、特別条件付(保険料の上乗せ)で加入された。
- ご加入から1年後に「高血圧」を原因とする「脳卒中」で亡くなられた場合。

※告知義務違反がないため、保険金をお支払いします。

✗ お支払いできない場合

- ご加入前の「慢性肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに加入された。
- ご加入から1年後に「慢性肝炎」を原因とする「肝癌」で亡くなられた場合。

※告知義務違反のためご契約は解除となり、保険金はお支払いできません。

事例9 免責事由

(約款で定める保険金などをお支払いできない場合)

災害死亡保険金など

災害死亡保険金などについては、約款で免責事由が定められています。

<災害死亡保険金などの主な免責事由>

- 被保険者の「故意」または「重大な過失」を原因とするとき
- 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき

<死亡保険金の主な免責事由>

- ご加入後(復活した場合は復活後)、所定の期間内での自殺

災害死亡保険金の例

○ お支払いする場合

- 仕事の疲れから、居眠り運転をしてしまい、路肩に衝突して亡くなられた場合。
- 酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行中、走行してきた車にはねられ亡くなられた場合。

✗ お支払いできない場合

- 被保険者が、危険であることを認識できる状況で、高速道路を逆走して対向車と衝突し亡くなられた場合。
- 泥酔して道路上で寝込んでいるところを車にはねられ亡くなられた場合。

※被保険者に重大な過失があるため、お支払いできません。

6 お問い合わせの多いご質問

Q. 外貨建の死亡保険金を円で受取る場合に適用する為替レートを教えてください。

A. 適用する為替レートは、特約により以下の通りとなります。

- 円支払特約：被保険者の死亡日
- 円換算支払特約：所定の書類を当社にて受理した日の前日

※詳しくは、「ご契約のしおり-約款」をご確認ください。

※据置期間満了後の支払等で上記と異なる場合がありますので、詳細につきましては「ご契約のしおり-約款」をご確認ください。

※ご不明点につきましては、コールセンターにて承ります。

Q. 保険金などを請求してから支払われるまでどれくらいの日数がかかりますか?

A. ご請求に必要な書類が全て当社に到着し、不備がない場合は、通常到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いいたします。

※ご請求内容によってはご加入前の健康状態、治療の経過・内容、障害の状態、事故状況などについて、医療機関等へ事実の確認をさせていただく場合があります。

Q. 被保険者が亡くなりましたが、受取人もすでに亡くなっています。保険金などの請求手続きはどうすればよいでしょうか?

A. 新しい死亡保険金受取人を指定する前に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡保険金受取人の法定相続人に死亡保険金をお支払いします。法定相続人が2人以上いる場合、受取割合は均等とします。

Q. 病気(ケガ)のため、字を書くことができない状態です。請求手続きはどうすればよいでしょうか?

A. ご家族の方による代理署名が可能ですので、コールセンターにお申出ください。

Q. 死亡診断書は他の受取人が提出済のため、私は提出不要ですか?

A. 死亡診断書の流用により提出不要ですので、コールセンターにお申出ください。

Q. 死亡保険金を「一時金」ではなく「年金」で受け取ることはできますか?

A. ご契約によっては年金でお受取いただけますので、年金でのお受取を希望される場合はコールセンターにお申出ください。